

重大交通事故発生時における緊急措置要領

昭和44年11月18日
山口交企第703号
山口交指第453号

(概 要)

本通達は、重大交通事故発生時における救護、捜査、報告連絡、交通整理、交通規制、広報等の必要な措置を迅速的確に行い、交通秩序の早期回復を図るための緊急措置要領を規定したものである。

この要項には、

平素の措置

事故発生時の措置

等が規定されている。